

令和5年第3回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年3月28日（火）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第6号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第8 議案第16号事務職員異動辞令の承認について

令和5年第3回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 1 ）

日程第6

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

日程第7

議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（ 39 ）

日程第8

議案第16号事務職員異動辞令の承認について

可決（ 1 ）

令和5年第3回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 3月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 3月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	上水	広志
3番委員	内村	介貞
4番委員	下石	昭廣
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 課長補佐
事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第3回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉休幸さんと2番委員の上水広志さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計11件12筆19,637㎡、うち田が5筆6,615㎡、畑が7筆13,022㎡でございます。詳細につきましては、総会資料2頁27番から4頁37番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第6号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第6号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計2件4筆3,671㎡、うち田が3筆1,497㎡、畑が1筆2,174㎡でございます。詳細につきましては、総会資料6頁5番から6番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の議案に進みます。日程第5、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計1件1筆1,669㎡、畑が1筆1,669㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の8頁になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号5番、受付年月日：令和5年3月8日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,669㎡です。権利を取得しようとするものが法人であり、かつ申請農地において耕作または養畜の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことの出来ない試験研究を行うことと認められるため、農地法第3条第2項の例外規定に該当します。また、従事要件、調和要件の許可基準は満たされております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

受付番号5番について、3月24日に第2ブロック委員2名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇〇株式会社で、種苗、農畜産物の生産及び販売を中心に経営を行っております。農地はすべて耕作しており、機械能力も作業に従事する職員も揃っております。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号5番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計3件4筆5,136㎡、畑が4筆5,136㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の10頁13番から15番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号13番、受付年月日：令和5年3月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字射場前〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：363㎡です。転用目的は一般個人住宅1棟です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉休幸）

受付番号13番は3月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は町内在住で、現在は貸家住まいをされております。今回、実家の南側に隣接する土地を親から譲り受け、貸家住まいを解消するために一般個人住宅を建設されるものです。雨水については町道側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 14 番、受付年月日：令和 5 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字葛掛〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：682 m²です。転用目的は一般個人住宅及び作業場です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 14 番については、3 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人と渡人は親子関係であります。受人は〇〇在住で、貸家住まいをされておりますが子供の成長に伴い住居が手狭になったため、一般個人住宅の建設を計画されたものです。面積が 500 m²を超えていますが、両親の家も近くで農作業用の作業場及び一般住宅を建設されるものです。生活排水等は合併浄化槽で処理し、処理後は北側道路側溝へ、雨水については雨水枳を設置し、集水後は北側側溝へ排水します。住宅建築に際し、土砂流出防止のためにブロック塀を設置し、支障のないようにしますということであります。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 15 番、受付年月日：令和 5 年 3 月 10 日、受人：株〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字堀川〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：4,091 m²です。転用目的は建設資材倉庫建設です。こちらは第 1 種農地及び第 2 種農地で第 1 種農地がありますが、不許可の例外を満たしていること、その他許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

受付番号15番は3月24日に第2ブロック委員2名で現地調査及び渡人の聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇に本拠地を持ち、製材、建材の卸売販売業務を行っております。現在所有する建材の倉庫が不足したため、建設資材倉庫を建設されるものです。雨水は既存の排水側溝へ接続します。また、浸透枘、浸透舗装、碎石浸透システムにより隣接地への被害が及ばないようにします。隣接地への出入り、ゴミなどの飛散防止にはブロック塀を3段積みその上にフェンスを設置します。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号13番から15番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号13番から15番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計4件70筆64,992㎡、田が44筆39,841㎡、畑が26筆25,151㎡でございます。利用権設定については、合計35件95筆81,246㎡、うち田が62筆44,791㎡、畑が33筆36,455㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計26件64筆55,325㎡、うち田が40筆30,811㎡、畑が24筆24,514㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計9件31筆25,921㎡、うち田が22筆13,980㎡、畑が9筆11,941㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 12 頁 39 番から 14 頁 42 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 15 頁 109 番から 20 頁 134 番まで、農地中間管理機構による利用権設定の各筆明細は総会資料 21 頁 135 番から 22 頁 143 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 12 頁 39 番から 14 頁 42 番まで、通常利用権設定に関する総会資料 15 頁 109 番から 20 頁 134 番まで、また、農地中間管理機構による利用権設定に関する総会資料 21 頁 135 番から 22 頁 143 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 16 号事務職員異動辞令の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 16 号事務職員異動辞令の承認について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により次のとおり提案するものです。辞令内容を読み上げます。別冊資料の 2 頁になります。

事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長の併任を解く。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長に併任する。事務職員〇〇〇〇〇、農業委員会事務局農業委員会主事の専任を解く。事務職員〇〇 〇、農業委員会事務局農業委員会係長に専任する。以上です。

議長（溝口良信）

なにか質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 16 号辞令の承認について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第16号辞令の承認については承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第3回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時00分